



茨城県報

号外第 74 号

令和 2 年 (2020 年) 9 月 17 日

木 曜 日

目 次

条 例

ページ

●茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局) 1

条 例

茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 9 月 17 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 45 号

茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例

茨城県議会委員会条例 (昭和 35 年茨城県条例第 46 号) の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(電子情報処理組織の使用)

第 14 条の 2 委員長及び委員は、県民の生命及び健康にとって重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止のため会議への出席を制限する必要がある場合、大規模な災害の発生により会議に出席することが困難である場合その他特に必要がある場合には、電子情報処理組織 (議会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法により、発言し、及び議決に加わる (委員長にあつては、発言し、及び可否同数のときに議事を決すること) ができる。

2 前項の規定の適用がある場合における当該委員長及び当該委員についてのこの条例の規定の適用については、会議に出席しているものとみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)